

○厚生労働省告示第三百五十六号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（平成二十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

都 田 巻	都 田 福
<p>第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項</p> <p>一 全般的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第三期医療費適正化計画における目標 (略)</p> <p>上記に加え、第二期医療費適正化計画の計画期間では、後発医薬品の使用促進に係る目標を位置付けてきた。後発医薬品の使用促進については、これまで、平成25年4月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、平成30年3月末までに、後発医薬品の使用割合を60%以上とすることを目標として取組を推進してきた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、経済・財政再生計画において、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする新たな目標が位置付けられた。そして、この80%以上とする目標の具体的な達成時期については、「<u>経済財政運営と改革の基本方針2017</u>」（平成29年6月9日閣議決定）において、平成32年9月までとされたところである。こうした動きを踏まえ、第三期医療費適正化計画の計画期間においては、都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となつて、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>二 計画の内容に関する基本的な事項</p> <p>1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項</p>	<p>第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項</p> <p>一 全般的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第三期医療費適正化計画における目標 (略)</p> <p>上記に加え、第二期医療費適正化計画の計画期間では、後発医薬品の使用促進に係る目標を位置付けてきた。後発医薬品の使用促進については、これまで、平成25年4月に策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、平成30年3月末までに、後発医薬品の使用割合を60%以上とすることを目標として取組を推進してきた。その後、後発医薬品の使用割合は着実に伸び続けており、こうした状況も踏まえ、経済・財政再生計画において、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする新たな目標が位置付けられたところである。こうした動きを踏まえ、第三期医療費適正化計画の計画期間においては、都道府県においても数値目標を設定し、国と一体となつて、後発医薬品を使用することができる環境の整備等の取組を進めることとする。(略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>二 計画の内容に関する基本的な事項</p> <p>1 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項</p>

第三期都道府県医療費適正化計画における「住民の健康の保持の推進」に関する目標としては、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

これらの目標については、第5に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

(1)・(2) (略)

(3) ② マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

① 基本的な数値目標

マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導の対象者の減少率をいう。以下この①において同じ。）に関する各都道府県の目標値は、平成20年度と比べた、平成35年度時点でのマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率を、25%以上の減少とすることを目安に、各都道府県において設定することが考えられる。

マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率は、各都道府県における、平成20年度の特定保健指導対象者の推定数（平成20年度の年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別での特定保健指導対象者が含まれる割合を、平成20年3月31日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。以下同じ。）から平成35年度の特定保健指導対象者の推定数（平成35年度の年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別での特定保健指導対象者が含まれる割合を、平成20年3月31日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。）を減じた数を、平成20年度の特定保健指導対象者の推定数で除して算出することが考えられる。

② その他の数値目標

①に加え、特定保健指導の対象者ではなく、マタボリツク

第三期都道府県医療費適正化計画における「住民の健康の保持の推進」に関する目標としては、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。

これらの目標については、第5に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

(1)・(2) (略)

(3) ③ マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する各都道府県の目標値は、平成20年度と比べた、平成35年度時点でのマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率を、25%以上の減少とすることを目安に、各都道府県において設定することが考えられる。

減少率は、各都道府県における、平成20年度のマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の推定数（平成20年度の年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別でのマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群が含まれる割合を、平成36年1月1日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。以下同じ。）から平成35年度のマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の推定数（平成35年度の年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別でのマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群が含まれる割合を、平成36年1月1日現在での住民基本台帳人口（年齢階層別（40歳から74歳までの5歳階級）及び性別）で乗じた数をいう。）を減じた数を、平成20年度のマタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の推定数で除して算出することが考えられる。

なお、マタボリツクシンドロームの該当者及び予備群の減少率に加え、非服薬者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用していない者をいう。）のうちのマタボリツク

シンドロームの該当者及び子備群の減少率並びに非服薬者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用していない者をいう。）のうちのメタボリックシンドロームの該当者及び子備群の減少率を算出し、それぞれの推移も①と併せて見ていくことが考えられる。なお、これらの減少率も、①と同様の手法で年齢階層別に補正して算出することが考えられる。

(4)～(7) (略)

2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

第三期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、「医療の効率的な提供の推進」に関する目標として、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。この目標については、第5に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。

(1) 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

後発医薬品の使用割合を平成32年9月までに80%以上とするという国における新しい目標を踏まえ、都道府県においても、この目標の達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。

このため、各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、平成32年9月までに後発医薬品の使用割合を80%以上とすることを前提に、計画期間の最終年度の平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することも考えられる。

クシンドロームの該当者及び子備群の減少率並びに特定保健指導対象者数の減少率それぞれの推移を見ていく必要がある。特定保健指導対象者数の減少率も、メタボリックシンドローム該当者及び子備群の減少率と同様の手法で年齢階層別に補正して算出することが考えられる。

(4)～(7) (略)

2 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項

第三期都道府県医療費適正化計画においては、病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進を目指すとともに、「医療の効率的な提供の推進」に関する目標として、おおむね以下のものを定めることが望ましいと考えられる。この目標については、第5に掲げるこの方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。

(1) 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

後発医薬品の使用割合を平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までの間の間なるべく早い時期に、平成30年度から平成32年度末までの間の間なるべく早い時期に80%以上とするという国における新しい目標を踏まえ、都道府県においても、この目標の達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発の取組を行うことが重要である。

このため、各都道府県においては、後発医薬品の使用促進に係る環境の整備を図る観点から、平成32年度末までに後発医薬品の使用割合を80%以上とすることを前提に、計画期間の最終年度の平成35年度には、後発医薬品の使用割合が80%以上に到達しているとする目標を設定することや、普及啓発等施策に関する目標を設定することも考えられる。

(2) (略)

4～8 (略)

三 (略)

(2) (略)

4～8 (略)

三 (略)